

議案第 27 号

損害賠償請求事件に関する訴えの提起について

損害賠償請求に応じない者に対し、下記のとおり損害賠償請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

記

1 訴えの相手方

- (1) 東京都新宿区高田馬場 1 丁目 29 番 10 号
東亜ディーケーケー株式会社
代表取締役 佐々木 輝夫
- (2) 京都府京都市南区吉祥院宮の東町 2 番地
株式会社堀場製作所
代表取締役 堀場 厚
- (3) 大阪府大阪市天王寺区舟橋町 3 番 1 号
紀本電子工業株式会社
代表取締役 紀本 岳志

2 訴えの趣旨

大気汚染常時監視自動計測器の製造販売業者が、公正取引委員会から談合を行っていたと認定されたことに伴い、平成 16 年度から平成 19 年度までの契約に関して市が被った損害について、東亜ディーケーケー株式会社、株式会社堀場製作所及び紀本電子工業株式会社に対し、連帯して 1306 万 4214 円及びその遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起するも

のである。

3 訴訟追行の方針

本件訴え提起後において、その目的達成に特に必要がある場合には、訴え又は当事者の追加、変更をすることができるものとする。

理 由

大気汚染常時監視自動計測器の製造販売業者が、公正取引委員会から談合を行っていたと認定されたことに伴い、平成16年度から平成19年度までの契約に関して市が被った損害について、東亜ディーケーケー株式会社、株式会社堀場製作所及び紀本電子工業株式会社に対し、連帯して1306万4214円及びその遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起するため、提案するものである。